

空き家改修事業補助金フローチャート

○補助対象となる空き家及び改修等が次の要件をすべて満たしている。

- ・補助申請の対象物件は申請時点で「空き家※」であること
- ・改修の着工前であること
- ・改修等の内容及び業者が要綱と一致すること
- ・10万円以上の改修等を行うこと
- ・申請年度内に改修等が完了見込みであること
- ・補助対象者（空き家の所有者又は空き家への入居(予定)者）及び補助対象者の世帯全員が市税を滞納していないこと

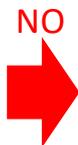


○空き家への入居(予定)者が次の要件をすべて満たしている。

- ・大町市へ転入した者又は転入する予定の者であり、転入(予定)日の前日から起算して過去3年間大町市に住所を有していないこと
- ・改修した空き家に住民登録し、5年以上定住すること



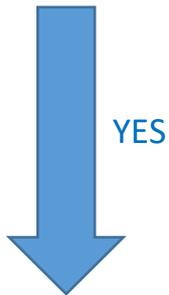
○入居(予定)者が大町市に転入前である。



○入居(予定)者が大町市に転入してから2年以内である。



○入居(予定)者と空き家の所有者の間で、空き家の購入又は賃貸借契約が既に完了している。



○入居(予定)者と空き家の所有者の間で、書面等により本改修の同意が取り交わされている。

※「所有者の改修承認同意書」又は「契約予定証明書」等が必要になります



申請

(申請者：空き家の所有者又は空き家への入居(予定)者)

交付決定

着工

実績報告

(改修等完了日から30日以内、又は当該年度内のいずれか早い日に提出)

補助金の交付

※空き家の定義：現に入居していない一戸建ての住宅